

当初 平成 26 年 9 月 25 日告示第 56 号  
改正 令和 3 年 7 月 1 日告示第 75 号

## 愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛南町内における中小企業者の経営資質の向上を図るため、公的機関、民間教育機関、民間研究機関等が開催する経営の合理化及び近代化を促す研修会、講習会等(以下「研修会等」という。)に出席する中小企業、団体等(以下「中小企業等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成 17 年愛南町規則第 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、町内で事業を営む中小企業等で、町税を滞納していないものとする。

(対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、中小企業等の経営者及び従業員が研修会等の出席に要した経費のうち、受講費に相当する経費の 2 分の 1 以内の額とする。ただし、当該中小企業等の経営者及び従業員 1 人につき 1 万円を限度とし、1,000 円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする中小企業等(以下「申請者」という。)は、愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 研修会等の募集要領、実施計画書等研修の内容が分かるもの
- (2) 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第 2 号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付(決定・却下)通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けた補助金に係る研修会等の閉講の日から 30 日を経過した日又は当該閉講の日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、愛南町中小企業経営研修受講費補助金実績報告書(様式第 4 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 研修会等の受講費領収書の写し
- (2) 愛南町中小企業経営研修受講費補助金請求書(様式第 5 号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

愛南町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付申請書

愛南町中小企業経営研修受講費補助金の交付を受けたいので、愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助金 申請額	円				
2 研修会等名					
3 研修先 機関名					
4 研修期間	年 月 日～ 年 月 日				
5 事業費(円)	決算総額	財源内訳			
		補助金	自己負担額		計
6 同上財源の 割合(%)	/				100%
5 受講者氏名	氏 名	住 所			受講料
		愛南町			

- 添付書類
- 1 研修会等の募集要領、実施計画書等研修内容の分かるもの
  - 2 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号)
  - 3 その他参考となる書類

様式第 2 号(第 4 条関係)

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

㊟

愛南町中小企業経営研修受講費補助金の申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。  
なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
	軽自動車税	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

第 号  
年 月 日

様

愛南町長



愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付(決定・却下)通知書

年 月 日付で申請のあった愛南町中小企業経営研修受講費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付年度	年度
2 交付決定金額	円
3 交付の条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 閉講の日から30日を経過した日又は当該閉講の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。 (3) この補助事業については、町長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。 (4) 愛南町補助金等交付規則第16条各号に該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (5) (4)によりこの決定の全部又は一部を取り消した場合において、この補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をしていただきます。

(却下の場合)  
理由

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

愛南町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

⑨

愛南町中小企業経営研修受講費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、受講が完了したので、愛南町中小企業経営研修受講費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

1 補助金交付 決定額	円					
2 研修会等名						
3 事業費 (円)	決算総額	財源内訳				計
		補助金	自己負担額			
4 同上財源の 割合 (%)	/					100%
5 研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
6 研修会等の 効果						
7 その他特記 事項						

- 添付書類
- 1 研修会等の受講費領収書の写し
  - 2 愛南町中小企業経営研修受講費補助金請求書(様式第5号)
  - 3 その他参考となる書類

